

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 29 年 7 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700052号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700040号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成15年11月1日から平成19年5月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年11月から平成19年4月までの標準報酬月額については、平成15年11月から平成16年3月までは20万円から22万円、同年4月は20万円から24万円、同年5月及び同年6月は20万円から22万円、同年7月及び同年8月は20万円から24万円、同年9月から平成17年3月までは22万円から24万円、同年4月から同年8月までは22万円から26万円、同年9月から平成18年3月までは24万円から26万円、同年4月から同年8月までは24万円から28万円、同年9月から平成19年4月までは26万円から28万円とする。

平成15年11月から平成19年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年11月から平成19年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成15年12月20日の標準賞与額を20万円から21万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月20日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月20日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 請求者のA社における平成16年7月31日の標準賞与額を29万5,000円、同年12月31日の標準賞与額を21万7,000円、平成17年7月31日の標準賞与額を34万4,000円、同年12月31日の標準賞与額を32万5,000円、平成18年7月31日の標準賞与額を44万7,000円、同年12月31日の標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

平成16年7月31日、同年12月31日、平成17年7月31日、同年12月31日、平成18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月31日、同年12月31日、平成17年7月31日、同年12月31日、平成18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 11 月 1 日から平成 19 年 5 月 21 日まで
② 平成 15 年 12 月 20 日
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 7 月
⑥ 平成 17 年 12 月
⑦ 平成 18 年 7 月
⑧ 平成 18 年 12 月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額が相違している。また、請求期間②に係る標準賞与額は、賞与支払明細書において確認できる賞与支給額と一致しておらず、請求期間③から⑧までに係る標準賞与額の記録はない。請求期間①から⑧までについて、調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額に相当する報酬月額より高い報酬月額を支給され、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 11 月から平成 16 年 3 月までは 22 万円、同年 4 月は 24 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 22 万円、同年 7 月から平成 17 年 3 月までは 24 万円、同年 4 月から平成 18 年 3 月までは 26 万円、同年 4 月から平成 19 年 4 月までは 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成15年11月1日から平成19年5月21日までの期間について、請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された賞与支払明細書により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準賞与額に相当する賞与額より高い賞与額を支給され、オンライン記録により確認できる標準賞与額より高い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、21万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月20日の賞与について、請求者の請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間③から⑧までについて、請求者から提出された請求期間③、④、⑤及び⑧に係る賞与支払明細書、同僚から提出された請求期間⑥及び⑦に係る賞与支払明細書並びにC市から提出された市県民税課税台帳から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間③から⑧までの賞与支給日について、事業主は、夏（上期）の賞与は7月、冬（下期）の賞与は12月であったが、支給日は決まっておらず不明と回答していることから、賞与支給月の月末日と認定し、請求期間③は平成16年7月31日、請求期間④は同年12月31日、請求期間⑤は平成17年7月31日、請求期間⑥は同年12月31日、請求期間⑦は平成18年7月31日、請求期間⑧は同年12月31日とすることが妥当である。

また、請求期間③に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払明細書により確認できる賞与額から、29万5,000円、請求期間④及び⑤に係る標準賞与額については、賞与支払明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間④は21万7,000円、請求期間⑤は34万4,000円、請求期間⑥に係る標準賞与額については、上記市県民税課税台帳及び賞与支払明細書並びに上記給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、32万5,000円、請求期間⑦に係る標準賞与額については、市県民税課税台帳及び賞与支払明細書並びに給与明細書により推認できる賞与額から、44万7,000円、請求期間⑧に係る標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる賞与額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月31日、同年12月31日、平成17年7月31日、同年12月31日、平成18年7月31日及び同年12月31日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。